

倫理審査小委員会で承認された治療法

下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常診療における不利益は一切ございません。

本内容について拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

記

実施内容	ペンタゾシン注射液の静脈内投与
実施責任者	名古屋医療センター 院長
対象者	疼痛緩和目的に対し、医師がペンタゾシン注射液の静脈内投与（点滴静注含む）を必要と判断した患者
承認日	2026年4月27日
対象期間	承認後から永続的に使用
	<p>【目的・意義】</p> <p>ペンタゾシン（ソセゴン®）注射液はオピオイド受容体に対する部分作動薬としての作用し鎮痛効果を発揮します。麻薬拮抗性鎮痛薬に分類されており、ロキソプロフェンやアセトアミノフェンでコントロールできない疼痛に対して、ペンタゾシンが使用されます。保険適用上、鎮痛を目的とする投与方法は筋肉内投与もしくは皮下投与のみとなっており、静脈内投与の適応はありません。本邦のガイドライン（例：術後痛ガイドライン 2025 日本ペインクリニック学会）等には静脈内注射の記載があり、日本緩和医療学会のがん疼痛の薬物療法に関するガイドラインには、「筋肉内投与は吸収が不安定で、投与の際に痛みが強いため行わない」と記載されています。一方、1971年の添付文書改訂時、副作用への懸念から「静脈内注射」が削除された経緯があることに鑑みて、当院では医師が必要と判断した場合にペンタゾシンの点滴静注による使用を認めます。</p> <p>【安全性について】疼痛に対する静脈内投与は保険適用外です。少なくとも日本での安全性は十分には確認されていませんが、臨床現場では長く使用されている投与方法です。筋肉内投与では、重大な副作用として呼吸抑制（0.42%）、ショック、アナフィラキシー、痙攣、依存症、中毒性表皮壊死融解症、無顆粒球症、神経原性筋障害（いずれも頻度不明）が報告されています。比較的頻度の高い副作用として、傾眠、めまい、ふらつき、発汗、悪心が1～5%未満の頻度で報告されています。</p> <p>【健康被害発生時の治療と補償について】</p> <p>この治療によって、万一健康被害が発生した場合には、健康保険診療により速やかに治療いたします。その場合の自己負担分はご自身で払っていただきます。適応外使用となるため、国の医薬品副作用被害救済制度の原則対象外です。</p>
お問い合わせ先	名古屋医療センター 企画課（医事） 代表 052-951-1111